広 広島県公営企業管理規程 広島海区漁業調整委員会訓令 広 広島県選挙管理委員会訓令 島県人事委員会訓令第五号 島県議会事務局訓令 島県監査委員 訓 訓 令

地 本 方

議 事 局関庁

選挙管理委員会事務局

監 查委 事委員会事 員事 務 局 局

務

労 働委員 会事 局

海区漁業調整委員会事務局

公 企 業 本 庁

営企業部 地方機 関

平成十九年四月一日

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

島 知 事 田 雄

島 県 議 会 議 長 新 田 篤

広 広

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利 実 山

広 島県人事委員会委員長 丸 Щ

広島海区漁業調整委員会会長 広島県代表監査委員職務代理者 Ш 髙 本 橋 正 義 直則明

島県公営企業管 理者 中 村

## 広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広

広 訓 令

広島県議会事務局 訓令

広島県選挙管理委員会訓令

の一部を次

広島県職員安全衛生管理規程(平成五年広 島 県 人 事 委 員 会 訓 令第二号) 查 委 員 訓 令

広島海区漁業調整委員会訓令

広島県公営企業管理規程

のように改正する。

第二条第一項第二号アの表出納長室の項を削る。

予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の第二十一条第二項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四条」を「感染症の第十五条第一項中「及び出納長室」を削る。

二」に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。